



2023年12月15日

各 位

会社名 岩崎通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 彰吾
(コード: 6704、東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 時田 英典
(TEL. 03-5370-5111)

(開示事項の経過)

株主による新株式発行の差止め仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ

当社が2023年11月30日開催の取締役会において決議いたしました、あいホールディングス株式会社を割当先とした第三者割当による新株式の発行(以下「本新株式発行」という。)について、2023年12月8日付け「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の株主である株式会社スノーボールキャピタル(以下「スノーボールキャピタル」という。)から、当該新株式発行の差止め請求に係る仮処分の申立て(以下「本申立て」という。)がなされておりましたが、本日、東京地方裁判所は本申立てを却下する旨の決定(以下「本却下決定」という。)を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

当社による本新株式発行について、スノーボールキャピタルより、取締役が自己に有利に支配権を変動させることを主要な目的としてなされた著しく不公正な方法による発行であることを理由とする、スノーボールキャピタルの本新株式発行に係る差止請求権を被保全権利として、2023年12月7日付けで本申立てがなされておりました。

これに対し、本日、東京地方裁判所は、本申立てには理由がないとして、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1)	名 称	株式会社スノーボールキャピタル
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門12番13号
(3)	代表者の役職・氏名	白石陽一
(4)	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	30,100株(0.30%)

(注) 1 所有株式数の割合は現時点の発行済株式数(10,080,344株)から自己株式数(39,100株)を除いた株式数(10,041,244株)を用いて算出しております。

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本却下決定を行った裁判所
東京地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日
2023年12月15日

4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者（スノーボールキャピタル）の負担とする。

5. 今後の見通し

2023年11月30日付けプレスリリース「第三者割当による新株式発行、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、2023年11月30日開催の取締役会において、本新株式発行を決議（以下、「本決議」という。）いたしました。当社は、本決議に基づき、また、本却下決定を受け、本新株式発行を予定通り実施いたします。

なお、当社は、本新株式発行を適法かつ適正なものであると確信しており、本却下決定は、当社の主張を認める妥当な判断であると考えておりますが、スノーボールキャピタルより、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性があります。

したがって、今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考) 2023年11月30日決議の第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2023年12月18日
(2) 発行新株式数	普通株式4,900,000株
(3) 発行価額	1株につき758円
(4) 調達資金の額	3,714,200,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりあいホールディングスに割り当てます。

※詳細は、2023年11月30日付け当社プレスリリース「第三者割当による新株式発行、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」を参照してください。

以上